

# 参議院建設委員会會議録第一二号

昭和五十九年三月二十七日(火曜日)  
午後一時八分開会

### 委員の異動

二月九日

辞任 志村 哲良君

補欠選任 中村 太郎君

二月十日

辞任 中村 太郎君

補欠選任 志村 哲良君

二月二十一日

辞任 岩崎 純三君

補欠選任 増岡 康治君

二月二十三日

辞任 志村 哲良君

補欠選任 松浦 功君

二月二十四日

辞任 松浦 功君

補欠選任 志村 哲良君

三月二十六日

辞任 服部 信吾君

補欠選任 白木義一郎君

出席者は左のとおり。

委員長 青木 新次君  
理事 堀内 俊夫君  
増岡 康治君  
増岡 盛君  
村田 秀三君  
井上 吉夫君  
植木 光教君  
工藤万砂美君  
志村 哲良君

### 委員

建設大臣 水野 清君  
国務大臣 (北海道開発庁長官) 稲村佐近四郎君  
建設大臣官房長官 高木 正明君  
北海道開発政務次官 榑崎 泰昌君  
北海道開発庁総務監理官 竹下 淳君  
北海道開発庁予算課長 平岡 哲也君  
国土政務次官 中川 秀直君  
国土庁長官官房長 石川 周君  
国土庁長官官房審議官 田中 曉君  
国土庁長官官房会計課長 安達 五郎君  
国土庁計画・調整局長 小谷善四郎君  
国土庁土地局長 永田 良雄君  
国土庁水資源局長 堀 和夫君  
国土庁大都市圏整備局長 杉岡 浩君  
国土庁地方振興局長 川保 芳郎君  
建設政務次官 糸山英太郎君  
建設大臣官房長官 豊蔵 一君  
建設大臣官房総務審議官 吉田 公二君

### 国務大臣

建設大臣 水野 清君

国務大臣 (北海道開発庁長官) 稲村佐近四郎君

### 政府委員

北海道開発政務次官 高木 正明君

北海道開発庁総務監理官 榑崎 泰昌君

北海道開発庁予算課長 平岡 哲也君

国土政務次官 中川 秀直君

国土庁長官官房長 石川 周君

国土庁長官官房審議官 田中 曉君

国土庁長官官房会計課長 安達 五郎君

国土庁計画・調整局長 小谷善四郎君

国土庁土地局長 永田 良雄君

国土庁水資源局長 堀 和夫君

国土庁大都市圏整備局長 杉岡 浩君

国土庁地方振興局長 川保 芳郎君

建設政務次官 糸山英太郎君

建設大臣官房長官 豊蔵 一君

建設大臣官房 牧野 徹君  
計課長 台 健君  
建設省計画局長 松原 青美君  
建設省都市局長 井上 章平君  
建設省河川局長 香掛 哲男君  
建設省道路局長 松谷重一郎君  
建設省住宅局長 田熊初太郎君

### 事務局側

常任委員会専門員 田熊初太郎君

### 本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査 (建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基

本施策に関する件)

(派遣委員の報告)

○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木新次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二月二十一日、岩崎純三君が委員を辞任され、その補欠として増岡康治君が選任されました。

また、昨二十六日、服部信吾君が委員を辞任され、その補欠として白木義一郎君が選任されました。

○委員長(青木新次君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

岩崎純三君が委員を辞任されたため、現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任

を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木新次君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に増岡康治君を指名いたします。

○委員長(青木新次君) この際、水野建設大臣及び稲村国土庁長官兼北海道開発庁長官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。水野建設大臣。

○委員長(青木新次君) 昨年の第二次中曾根内閣発足に当たりまして、建設大臣を命ぜられました水野清でございます。よろしくお願いを申し上げます。

建設行政の推進のため専心努力をしておりますので、委員長初め委員各位の格別の御指導と御協力をお願い申し上げます。

○委員長(青木新次君) 稲村国土庁長官兼北海道開発庁長官。

お願いを申し上げます。

以前、参議院議員におりましたので、もとより微力の点は御存じだと思いますが、水野大臣のもとで誠心誠意建設行政の推進のために努力を重ねていくつもりでございますので、委員長初め委員各位の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

○委員長(青木新次君) 中川国土政務次官。

○政府委員(中川秀直君) 国土政務次官の中川秀直でございます。

委員長初め委員の先生方の格別なる御指導を賜りながら、大臣を補佐いたしまして国土行政の推進のために最善の努力を傾ける所存であります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○委員長(青木新次君) 高木北海道開発政務次官。

○政府委員(高木正明君) このたび北海道開発政務次官を拝命いたしました高木正明でございます。

稲村長官のもとで北海道開発の推進に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。委員長初め委員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。こゝろいさつにいたします。

○委員長(青木新次君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

まず、建設大臣から建設行政の基本施策について所信を聴取いたします。水野建設大臣。

○國務大臣(水野清君) 建設行政の基本方針及び当面の諸施策について、私の所信を申し述べたいと存じます。

御承知のとおり、最近の我が国経済の課題は、物価の安定を基礎としつつ、国内需要を中心とした景気の着実な拡大を図り、もって持続的な安定成長を達成し、雇用の安定を確保する一方、行財政改革を着実に推進していくことにあります。

こうした情勢のもとで、政府としては、昭和五十九年度予算の編成に当たって、経費の徹底した節減合理化を行うことを基本として、歳出規模を

厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で質的な充実と配慮するとともに、公債発行額を可能な限り抑制することとしたところであります。

昭和五十九年度における建設省関係の公共事業については、こうした政府の方針に沿って予算総額は前年度に比べ減少しておりますが、財政投融资等の活用によりほぼ前年度並みの事業費の確保に努めたところであります。

改めて申すまでもなく、建設行政の基本的課題は、社会資本の整備を通じて活力ある経済社会と充実した国民生活を実現することにあります。このため、道路、治水、都市公園、下水道、住宅建設等の各五カ年計画に基づき、国民生活の維持向上、国土の安全性の確保及び国土の発展に資する諸施設の整備を長期的視点に立つて計画的に推進することとしております。社会資本の整備を進めるに当たっては、事業の重点的、効率的な執行を図るとともに、都市再開発、宅地開発等の分野を中心に、民間活力の一層の活用を図ってまいりたいと考えております。また、地域の特性に応じ地域住民の要請に的確にこたえらるとともに、環境の保全にも十分配慮してまいり所存であります。特に、災害から国民の生命、財産を守ることは政府の大きな使命の一つであり、従来にも増して災害の防止に努めてまいることとしております。

私は、昨年十二月建設大臣に就任以来、このような観点に立つて建設行政の推進に努めてまいりましたが、昭和五十九年度予算の的確な執行等を通じ、今後とも私に課せられた責務を果たすことに全精力を傾注する所存であります。

以下、当面の諸施策について申し述べます。

第一に、都市対策であります。

我が国においては、二十一世紀初頭には国民の約七割が都市に居住するものと見込まれており、本格的な都市化社会の到来に適切に対応していく必要があります。

このため、大都市については、その高度の都市機能を維持しつつ、安全で潤いのある居住環境を確保するとともに、地方都市については、周辺農

山漁村を含め、それぞれの地域の特性を生かしながら、個性と魅力ある都市を形成することを目標として、長期的展望のもとに総合的、計画的に都市政策を推進してまいり所存であります。

このような観点に立つて、都市計画を適切有効に推進し、欧米先進諸国に比して立ちおくれいている街路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備を計画的かつ効率的に進めるとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を的確に実施することにより、市街地の整備を計画的かつ積極的に図ってまいり所存であります。特に、都市再開発については、市街地再開発事業等の予算の大幅な拡大を図るとともに、民間の優良な再開発に対して補助を行う制度の創設、各種融資制度及び税制の改善等を行うこととしております。その際、民間活力を積極的に活用することについて意を用いてまいりたいと存じます。

さらに、避難地、避難路等の整備の推進、建築物の不燃化の促進等により、都市の防災構造化を積極的に推進してまいり所存であります。

第二に、住宅、宅地対策であります。

住宅は、潤いのある家庭生活の基盤をなすものであります。すべての国民が、その家族構成、世帯成長の各段階、居住する地域の特性等に応じ、良好な住環境のもとに安定した生活を営むに足りる住宅を確保することができるようになることを基本目標として、総合的な施策を展開してまいり所存であります。

このため、住宅金融公庫の無抽せん体制の維持及び貸付条件の改善、住宅取得資金に係る贈与税の特例の創設等金融、税制上の措置による良質な持ち家取得の促進に努めるとともに、公共賃貸住宅の的確な供給、既成市街地における良質な市街地住宅の供給と住環境の整備、既成住宅の増改築及び流通の促進等の施策を推進してまいりたいと存じます。

また、宅地対策につきましても、地価の安定に留意しつつ、良好な宅地の計画的な供給を促進するため、大都市地域を中心として、公的宅地開発

の計画的な推進、政策金融の充実等による優良な民間宅地開発の推進、関連公共公益施設の整備の推進等を図るほか、いわゆる線引きの見直しの促進、開発許可制度の適切な運用、宅地開発指導要綱の行き過ぎの是正等各般の施策を総合的に推進してまいりたいと存じます。

第三に、国土の保全と水資源の開発についてであります。

我が国の国土は、洪水等の自然の脅威に対して極めて弱い体質を持っており、その保全施設の整備状況はまだまだ低い水準にあります。御承知のように、昨年も鳥根県を初めとして全国各地にわたり激甚な災害が発生いたしました。これらの災害に対しては、速やかにその復旧を図るため、現在、鋭意その事業の促進に努めているところであります。

このような災害の発生を未然に防ぎ、国土の保全と国民生活の安定を図るため、第六次治水事業五カ年計画に基づき、重要水系河川対策、都市河川対策及び土石流対策を重点に保全施設の整備促進を図るとともに、第三次海岸事業五カ年計画及び急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画に基づき、積極的に海岸事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進を図ってまいり所存であります。

さらに、国民生活に不可欠な生活用水等の水資源の開発についても、長期的な水需要に対して安定した供給がなされるよう多目的ダム等の水資源開発施設の建設を促進してまいり所存であります。

なお、公共土木施設に係る災害復旧事業費の国庫負担制度について、その改善合理化を図るため、国庫負担対象施設を拡大する等の措置を講じてまいりたいと存じます。

第四に、道路の整備についてであります。

道路は、国土の均衡ある発展、活力とゆとりある地域社会の形成及び安全で快適な生活環境の確保を図るために欠くことのできない基本的な公共施設であります。

これまで、数次にわたる道路整備五カ年計画に

よりその整備を推進してきたところであり、我が国の近代的な道路整備の歴史はようやく四半世紀を数えるにすぎず、我が国の道路整備の水準は目標のおおむね二分の一程度であり、道路の整備に長い歴史を持つ欧米諸国に比べますと、質量ともに依然として低い状況にあります。

このため、第九次道路整備五カ年計画に基づき、高速自動車国道から市町村道に至る道路網を体系的に整備していくとともに、災害に強い道路の整備、歩行者、自転車利用者の安全で快適な通行空間の確保、高齢化社会、情報化社会に対応した道路整備等の課題に重点を置いて施策の推進を図る所存であります。

第五に、建設産業、不動産の振興等についてであります。

国民経済上大きな地位を占め、建設行政の推進に重要な役割を担っている建設産業については、建設業の許可制度的な確な運用、元請、下請関係の合理化、中小建設業者の育成等その健全な発展を図るための施策をより強力に展開してまいる所存であります。

なお、公共工事に係る入札制度の合理化対策等については、中央建設業審議会の建議を受け、所要の改善措置を講じたところでありますが、今後とも同建議の趣旨の徹底に努めてまいる所存であります。

不動産は、住宅、宅地供給の主体として国民生活において重要な役割を果たしており、苦情、紛争処理体制の整備、不動産流通市場の整備近代化等を通じて、その振興を図ってまいりたいと存じます。

また、開発途上国に対する経済技術協力については、これを一層推進するとともに、我が国建設産業の海外活動の振興に努めてまいる所存であります。

最後に、建設省の機構の改編についてであります。建設行政の総合性、効率性を確保するため、さきの臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、計画局を建設経済局に改組することとしておりま

す。

以上、諸般の施策について所信を申し述べましたが、その推進に当たっては、特に行政需要の高度化、多様化に的確に対応するため、政策面の充実を図るとともに、所管行政の合理化、効率化を図ってまいりたいと考えております。また、その際、適正な業務の執行と綱紀の保持に努め、国民の信頼と期待にこたえる考えであります。

委員長を初め委員各位の格別の御指導と御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(青木新次君) 次に、国土庁長官から国土行政の基本施策について所信を聴取いたします。稲村国土庁長官。

○國務大臣(稲村近四郎君) 国土行政の基本方針及び当面の諸施策について、私の所信を申し上げます。

国土資源の面での制約に加え、近年、人口の高齢化の進展、急激かつ広範な技術革新、全国的な都市化現象など、我が国の社会経済の構造変化が急速に進んでおります。

このような中で、国民が安全かつ快適で文化的な生活を享受していくため、二十一世紀を見通した長期的展望のもとに、国土の均衡ある発展を図り、住みよい国づくり、地域づくりを推進していくことが国土行政に課せられた基本的な課題であります。

私は、このような見地から、以下に述べる諸施策を積極的に推進してまいる所存であります。

第一は、国土計画の推進であります。

まず、国土計画の根幹となる全国総合開発計画については、高齢化、都市化、技術革新、国際化といった長期的課題に対応して、二十一世紀への国土づくりの指針を示すための第四次全国総合開発計画を昭和六十一年を目途に策定することとしております。このため、昭和五十九年度においては、その基本構想の策定作業を鋭意進めてまいる所存であります。あわせて、全国総合開発計画と表裏一体の関係にある国土利用計画の全国計画においても、昭和六十一年初めを目途に改定すること

とし、積極的に作業を推進してまいります。

また、定住構想を一層推進するため、引き続き全国四十四圏域のモデル定住圏整備の促進を図り、田園都市構想モデル事業などを積極的に実施してまいる所存であります。

さらに、関係省庁の公共事業を円滑に推進するため、引き続き国土総合開発事業調整費を活用し、事業及び調査の調整を行ってまいります。

なお、国土行政の一環として、沿岸域を含む海洋について、長期的視点に立った総合利用のあり方を引き続き検討してまいる所存であります。

第二は、総合的な土地対策の推進であります。近年、地価は安定化傾向を示していますが、現在の金融緩和状況などにかんがみれば、引き続き地価動向に留意していく必要があります。

さらに、今後はこうした地価安定の長期的定着を図りつつ、その基礎の上に立って、土地の適正かつ有効な利用を実現し、国民生活の安定と国土の均衡ある発展のための基礎的条件を整備していく必要があると考えております。

このため、国土利用計画法の確な運用などを図っていくほか、まず大都市の中心部における土地の高度利用を積極的に推進していく必要があります。この場合、できるだけ民間活力を活用するとともに、環境の保全に留意していくことが重要であります。

そのほか、土地所有にこだわらない土地の利用の方法などについても検討を進めてまいりたいと考えております。

第三は、総合的な水資源対策の推進であります。

水は人間の生命、生活に欠かすことのできない資源であると同時に、産業経済活動を支える重要な資源であり、水需給の安定を図ることは国土行政を推進する上で基本的な課題の一つであります。

このため、水源地域対策の充実を図り、水源地域住民の理解と協力を得て、積極的に水資源開発を促進してまいります。

また、「水の週間」行事の実施、雑用水利用の促進など水資源の有効利用に努めるとともに、緊急に対策を要する地域についての地盤沈下防止等対策要綱の策定など地下水利用の適正化を推進してまいります。

さらに、近年における経済社会情勢の変化などに対応し、二十一世紀を展望した新しい長期水需給計画の策定を推進することとしております。

第四は、大都市圏整備の推進であります。大都市圏の均衡ある開発整備を進めるため、まず大都市圏整備計画などの実施を積極的に推進するとともに、第四次全国総合開発計画の策定作業と調整を図りつつ、首都圏、近畿圏及び中部圏それぞれ新しい基本計画などの策定作業に着手いたします。

また、引き続き、長期的な観点から策定を進めている首都改造計画及び新しい近畿の創生計画の策定の推進を図るとともに、新たに日本海地域から太平洋地域に至る中部圏全体の二十一世紀を展望した新しい中部圏の長期ビジョンを策定するための調査に着手することとしております。

さらに、筑波研究学園都市の育成整備、琵琶湖総合開発の推進を図るとともに、関西文化学術研究都市建設構想及び東海環状都市帯整備計画の推進を図るなど、各地域の総合的整備についても積極的に取り組んでまいります。

第五は、地方振興の推進であります。まず、東北、北陸、中国、四国及び九州の各地方開発促進計画を引き続き積極的に推進するとともに、四全総に即応した新しい促進計画の策定作業を進めてまいります。

特に、過疎地域、山村、豪雪地帯、離島、特殊土壌地帯など自然的、社会的に厳しい条件下に置かれている地域については、各種の特別事業の実施、生活環境及び生産基盤の整備などを積極的に進めることにより、計画的、総合的振興を引き続き推進してまいります。

中でも、本年三月末で特別措置の期限が到来する奄美群島及び小笠原諸島については、関係法律

を延長していただいで、引き続き所要の施策を推進してまいる所存であります。

また、一般に交通体系の整備など、開発のおくれている地域の多い半島地域の振興のあり方についても検討を進めてまいります。

また、地域の花と緑、自然や伝統を生かした魅力ある町づくり、生活環境と生産基盤の調和した豊かな村づくりを進めるため、地方都市と農山漁村の総合的整備を図ってまいります。

さらに、高度技術に立脚した工業開発を軸に、産学住を有機的に結合した新しい地域づくりを目指すテクノポリス構想を推進するとともに、新産業都市、工業整備特別地域などの建設整備を引き続き進めてまいります。

第六に、災害対策についてであります。

台風、豪雨、豪雪、地震、噴火などによる災害を受けやすい我が国にとつて、災害対策は極めて重要であり、各般にわたる災害対策の総合性、統一性の確保を図るとともに、大規模地震などの緊急時において政府として迅速かつ的確に対応し得る体制を整備することは緊急の課題であります。この課題にこたえて、国土庁に新たに防災局を設置することいたします。

昨年は、日本海中部地震、七月豪雨、三宅島噴火など多様な災害が相次ぎ、多大の被害が発生いたしました。

政府といたしましては、これらの災害に対処するため、非常災害対策本部の設置などを通じ、災害応急対策に努めてきたところでありますが、これら災害にかかる復旧事業についてその促進を図ってまいります。

直面するこの冬の豪雪問題に関しましては、政府として豪雪対策本部を設置するとともに、政府調査団の調査結果などを踏まえ、交通や生活物資の確保を図り、民生の安定に努めることを主眼とする当面の重点事項を決定したほか、特に道路の除排雪経費の増大に対し適切な財源措置を講ずることとしております。今後とも、各省庁との密接な連絡のもとに、迅速かつ適切な豪雪対策を

講じてまいります。

次に、震災対策につきましては、大都市震災対策の一層の推進を図るため、南関東地域を対象とした震災応急対策活動システムに関する調査を実施するとともに、広域的な防災活動態勢の整備に関する計画の作成に着手いたします。また、昭和五十九年度が最終年度となる東海地震対策のための緊急整備事業の一層の推進を図ってまいります。

火山災害対策につきましては、昨年の三宅島噴火を契機に、関係省庁による連絡会議を設置し、全国の活動的な火山における観測体制、避難体制等について総点検を進めることとしていたしております。

さらに、災害時における情報の収集伝達などの重要性にかんがみ、防災無線網の充実強化を図ってまいります。

最後に、国際化の推進でございます。

国土庁は、従来より所管行政について積極的に国際協力を行ってまいりましたが、五十九年度においても、国際交流を通ずる地域の振興に資する方策の推進と開発途上国における水資源開発を中心とした総合的な地域開発計画の策定に関する技術協力推進体制の整備を図ることとしております。

以上、国土行政に関する所信を申し述べましたが、これらの施策の強力な推進に全力を挙げて取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(青木新次君) 次に、北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策について所信を聴取いたします。稲村北海道開発庁長官。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 第一百回国会における委員会審議に当たりまして、昭和五十九年度の北海道開発行政の推進に関する私の所信を申し述べたいと存じます。

今日、限られた国土において世界に比類のない高密度な経済社会を形成している我が国が、二十世紀に向かつてゆとりと活力のある安定社会を

築き上げていくためには、均衡のとれた国土利用を積極的に展開し、人口、産業の適切な配置を図っていくことが基本的に重要な課題となっているのであります。

このような課題に対して、北海道は、全国土の約五分の一を占め、豊富な水資源や工業開発適地、広大な農業開発可能地を有し、また今日までの開発を通じて優れた発展基盤を形成しつつあり、今後の我が国の長期的、安定的な発展に積極的な役割を果たしていくことが強く期待されているところであります。

北海道開発行政の基本である現行の北海道総合開発計画は、このような観点に立つて昭和五十九年度に策定したところでありますが、昭和五十九年度においても、この計画に沿って、道内各地域の特性を生かした生産、生活環境の創出、北海道の長期的発展基盤の形成を図るための施策を積極的に展開するとともに、景気停滞が続く北海道経済の現況に配慮しつつ、北海道開発を着実に推進してまいる所存であります。

以下、主要施策について申し上げます。

まず、治山治水につきましては、国土の安全性を高めるとともに貴重な水資源の効果的な開発を図るため、国土の保全及び水資源の開発等を総合的、計画的に推進することとしております。

特に、昭和五十六年八月の大災害にかんがみ、石狩川等の重要水系及び災害多発地域の河川改修、砂防事業等を重点的に実施するとともに、都市化の進展の著しい地域において総合治水対策を講ずるなど、災害の防止に努めてまいる所存であります。

また、今後の水需要の増大に対処するため、治水対策とあわせて、多目的ダム等の建設を促進することとしております。

次に、道路整備につきましては、道内各地域の均衡ある発展に寄与するため、国道、地方道及び街路等の各事業を総合的に推進することとし、特に交通安全施設等の整備及び防災、震災対策事業を重点的に進めるとともに、都市機能の向上と都

市環境の改善を図るため、都市周辺のバイパス、連続立体交差、大規模自転車道等の事業を促進する所存であります。

さらに、生活環境の整備につきましては、北方風土に適應した魅力ある環境の創出を目的に、下水道事業、都市公園等の事業を促進することとしております。

また、住宅対策といたしましては、公営住宅の建設、既成住宅の改善を進めるとともに、大都市等における住宅、宅地の供給を促進するため、関連公共施設の整備を推進することとしております。

このほか、北海道の発展基盤を整備するため、港湾、空港、漁港等の整備を計画的に進めるとともに、北海道の特性を生かした高生産性農業の確立と我が国の食料供給基地としての北海道の役割を高めるため、農業基盤の整備を促進することとしております。

また、以上の基盤整備の推進とあわせて、北海道の産業の振興開発を促進するため、北海道東北開発公庫の機能を充実し、その活用を努めてまいる所存であります。

さらに、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づき、所要の施策を積極的に推進し、北方領土問題等の解決の促進に資するよう努力してまいる所存であります。

以上、北海道総合開発行政に関し、所信の一端を申し述べましたが、今後とも北海道総合開発の推進に全力を傾注して取り組んでまいる所存でありますので、各位の一層の御支援をお願ひ申し上げます。

○委員長(青木新次君) 以上で所信の聴取は終わりました。

○委員長(青木新次君) 次に、先般当委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員から報告を聴取いたします。堀内君。

○堀内俊夫君 去る一月三十一日から二月二日までの三日間、青木委員長、増田理事、村田理事、山田委員と私、堀内の五名は、大阪府及び奈良県における建設事業並びに建設諸計画について実情を調査してまいりましたので、その概要を御報告いたします。

近畿圏は、歴史、文化、産業、学術研究等の多様な分野で豊かな蓄積を有しております。とりわけ京阪神地域は、政治、経済の核として長らく我が国の発展を先導してきたのであります。しかし、ここ数十年間における我が国経済の急速な成長は、このような国土構造に大きな変化をもたらしています。すなわち、首都圏への中枢管理機能が急速に集中する一方で、地方都市が目覚ましく伸長し、そのほゞまにあつて近畿圏は相対的地位を低下させていると言えます。このため、関西の復興を旨として、現在、近畿圏では関西国際空港、学術研究都市等の大規模事業が企画され、より活力のある地域づくりの気運が盛り上がりつつあるのであります。

その中であつて、関西文化学術研究都市構想は、京都、大阪、奈良の三府県にまたがる丘陵地二千五百ヘクタールを開発し、東の筑波研究学園都市と並ぶ高水準の文化学術研究都市をつくらうとするものであります。五十七年から二十二年にわたり国土庁を中心に関係六省庁による本格的調査を終え、基盤整備の総合計画が今年の夏ごろにもまとめられる予定になつております。

現地での説明によると、昨年三月には産・官・学界の代表者で構成される推進協議会も発足し、五十九年度中にも河川改修、道路建設等の基盤整備工事が本格的に動き出すとされているとのことであり、地元への期待は非常に高まっているように感じられました。京阪奈地域での学研都市づくりは、学術研究、産業振興、地域整備、住宅の四本の柱を掲げており、新規人口十五万人を含む三十万人の住みよい都市の建設を目指しています。その大きな特徴は、従来の一団の連担した一点集中型の開発ではなく、小都市群から成るクラスター

1型の開発を行い、それぞれが有機的な連携を有するよう交通、情報ネットワーク等の整備を図ろうとしていることにあります。このプロジェクトは、関西新空港とともに、関西の再生になくてはならない町づくりと語られています。そのためには一刻も早い事業着手が期待されますが、それとともに、この学研都市づくりを単に関西圏だけにとどめず、国家的レベルのナショナルプランにまで引き上げる努力も必要になってくるのではないかと痛感いたしました。

次に、視察いたしました主な事業等について申し上げます。

まず、淀川リバーサイド地区整備事業であります。当地区は、国鉄大阪駅の北東二キロメートルの地点にあり、幹線道路と河川に囲まれた三五・六ヘクタールの区域であります。特定住宅市街地総合整備促進事業に基づき、五十四年度より大阪市、住宅・都市整備公団等により事業が実施され、工場跡地等の区域に約三千戸の住宅を建設するとともに、公共公益施設の整備を図り、職住近接の快適で利便性に富んだ町づくりを行おうとするものであります。我々が現地を訪れた一月三十一日は大阪に記録的な大雪が降り、残念ながら現場にはおられませんでした。関係者の話によると、用地買収は昨年末で十六ヘクタールと要買面積の六〇％になつており、住宅も既に千三百八十戸が完成しており、事業は順調に進捗しているとのことでありました。

次は、淀川大堰並びに毛馬排水機場についてであります。

淀川の治水計画は、過去のたび重なる大出水を契機に何度か改定されておりますが、現行の淀川水系工事実施基本計画は、全国に先駆けて、二百年に一度の洪水を対象に四十六年三月に策定されたものであります。これにより、淀川の最下流にあつて治水上のネックとなつていた長柄可動堰周辺の改修が必要になつたため、これにかわる河川管理施設として淀川大堰が設けられたのであります。五十七年七月に六門の水門全部が通水となつ

たのでありますが、その直後を襲つた台風十号のときには完成したばかりの淀川大堰が十分にその効果を発揮したとの説明を聞き、今さらながら治水事業の重要性を痛感した次第であります。また、大阪府において高潮あるいは洪水時に養屋川等の治水対策を図るため、旧淀川より淀川本川に毎秒三百三十トンの排水を行う計画が立てられ、毛馬排水機場が築造されるに至つたのであります。五十六年一月に完成したこの排水機場とさきの淀川大堰とが一体となつて働くことにより、大阪市内の治水対策がより一層促進されるものと期待をいたします。

次に、南港ポートタウンについてであります。大阪南港は、大阪市港湾局が同市港区から住之江区にかけて海面を埋め立てて、港湾施設、物流センター、住宅団地、工業団地等を整備することを目的とした全体面積九百二十ヘクタールに及ぶ一大港湾都市であり、五十五年に基盤施設を完成させています。この大阪南港の一つの核となるのが面積百ヘクタール、計画人口四万人のポートタウンであり、新交通システム、ごみの管理輸送などの新技術の導入を図り、大都市における快適な住宅建設のモデルを目指しています。五十年六月から建設に着手し、現在までに約二万五千人の入居が行われているとのことでありました。この特徴は、ごみの空気輸送システムであります。高層住宅内にあるダストシュートに投げ込まれた各家庭のごみは、中央制御によつて開閉されるバルブ操作によつて都市内に張りめぐらされた真空収集パイプにより吸引され、集じんセンターに集められます。そして、集じんセンターに収集されたごみはコンテナに詰めかえられ、約四キロメートル離れたところにある清掃工場まで二次輸送を行っています。いわば電気掃除機を大型化したようなこの管路式廃棄物輸送システムは、供用以来、大きなトラブルもなく、高層建築物の有効なごみ収集輸送対策としてのパイロット事業の役割を十分に果たしていると確信いたしました。

次に、亀の瀬地すべり対策についてであります。大阪府と奈良県の府県境に位置する亀の瀬は、大和川が奈良盆地から大阪平野へ向かう狭窄部の右岸側斜面にあり、我が国でも有数の地すべり地帯であります。この地域は国道二十五号線、国鉄関西線が大和川に沿つて走っており、交通の要衝であるとともに、近年上流域の宅地開発が著しく進み、地すべりが一たん発生した場合の社会的影響ははかり知れないものがあります。地すべりが現河道をふさぐことのないよう当初は大阪府等により工事を実施してまいりましたが、三十七年より直轄施行となり現在に至つております。関係者の説明によると、八十五ヘクタールの防止区域内での地表水、地下水の排除等を重点とした応急的な地すべり防止工事等の成果により、地すべりの動きは小康状態を保っているとのことでありました。今後とも住民が安心して生活できるよう、応急対策の一層の促進はもちろんです。さらに一歩進んで、恒久的な地すべり防止対策の充実が必要と考えられます。

次に、第二阪奈道路の計画概要についてであります。奈良県北部における近年の地域開発は目覚ましく、大阪―奈良間の交通量は増加の一途をたどり、現在の県道奈良生駒線（阪奈道路）では近い将来の交通量に対応できないと予想されます。さらに、関西新空港、関西文化学術研究都市の建設構想に備え、大阪―奈良間の連絡道路の強化が無量の急になつております。このため、一般国道三百八号のバイパスとして、総延長十三・四キロメートルの第二阪奈道路が計画されています。このうち、泉境の生駒山付近は五・四キロメートルのトンネル化を考へており、難工事が予想されます。しかし、第二阪奈道路は、将来、阪神高速の大阪東大阪線との直結も考へられており、その経済効果ははかり知れないものがあり、早期の事業化が期待されます。

奈良県は、今秋開催される若草団体に備え、鴻ノ池運動公園の整備を初め各種事業を実施してお

りませんが、その中でも道路網の整備は喫緊の課題と言えます。特に、国道二十四号奈良バイパス、橿原バイパスの整備促進が急がれております。そのほか、国道百六十九号、三百六十九号の改良促進等の陳情も出されておられ、道路整備促進に対する県民の期待の大きさを痛感した次第であります。

次に、平城ニュータウンについてであります。平城ニュータウンは、住宅・都市整備公団が昭和四十年から近畿圏における良質、低廉な住宅、宅地の大量供給及び良好な居住環境の形成を図るために、平城宮跡北方の丘陵部で土地区画整理事業にて開発を進めている住宅地域であります。一つのニュータウンが京都府及び奈良県の両府県にまたがるという全国でも珍しいケースであり、奈良県側を平城ニュータウン、京都府側を相楽ニュータウンと称してあります。面積三百四十八・七ヘクタールの平城ニュータウンは、計画人口四万三千人のうち、現在までの入居率は三割程度であります。また、相楽ニュータウンは、面積二百六十四・二ヘクタール、計画人口三万人であり、こちらの方は約七割方の宅地造成を終えたばかりという段階であります。ニュータウン内を視察して感じましたことは、平均減歩率が四八・六％と高く、古都奈良にふさわしい緑をせいたくに確保してあるのが非常に印象的でありました。ただ、少々気になったのは、公共施設施設の充実には比べ、医療施設が少々不足しているように思えました。地区センターには民間病院が進出しておりました。人口の張りつけに依じた医療施設等の利便施設の確保が図られるよう、公団の一層の配慮をお願いいたします。

次に、朱雀大路復原整備計画についてであります。

平城京は、西暦七一〇年に藤原京より遷都され、以後七代七十余年間にわたり、古代日本の政治、経済、文化の中心として栄えたところであり、朱雀大路は平城京のいわば中心街路に当たります。幅員も約八十五メートルあったと想定されて

おり、道路としての役割とともに、公式の儀式や祝祭も朱雀大路で催され、西洋で言う広場的な役割を果たしていたと言われています。この朱雀大路の復原整備計画は、これまでの発掘調査の成果に基づき、奈良市が総事業費約百二億円をもって、五十九年度より、周辺整備とあわせて朱雀大路の復原整備を図ろうとするものであります。これが完成すると、平城京遺跡博物館とあわせ、東大寺、奈良公園に匹敵する古代のシンボルゾーンとして整備され、市民の安らぎの場としての公共広場になるわけであり、今からこの計画の実現に対する関心と期待は高いものがあります。

最後に、明日香村特別措置法に基づく事業の概要について申し上げます。

明日香村は、三十二年七月、高市郡阪合村、高市村、飛鳥村の三村が合併して誕生した面積二千四百四平方キロメートル、人口七千人余りの小さな村であります。明日香村は、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治の中心的な地域であり、飛鳥文化が開化した時代の舞台となった地域であります。このため、重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、他の地域には見られない極めて貴重な歴史的風土を形成しております。そのため、開発の波から同地域を保全するとともに、住民の生活対策に資するため、五十五年

に明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法が制定され、村全域において第一種、第二種歴史的風土保存地区が都市計画として定められております。さらに、五十六年二月には明日香村整備計画が策定され、明日香村の保存と環境整備、そして住民の生活対策の三本柱が一応確立され現在に至っております。特に、懸案であった明日香村整備基金も五十九年度をもって満額となり、住民対策に万全を期すことができるようになったのはまことに喜ばしい限りであります。また、祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区の四カ所については、四十六年度よりそれぞれ国営公園として整備が進められておりますが、これらについては、村当局

より国営飛鳥歴史公園の整備促進に関する要望が出されておりました。

以上が現地調査の概要であります。視察に際し、大阪府、大阪市及び奈良県より、それぞれ建設行政に関する要望書を受けてまいりましたので、これを本日の会議録の末尾に掲載していただくよう委員長にお願い申し上げ、報告を終わります。

○委員長(青木新次君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、ただいまの報告中で要請のございました要望事項等につきましては、本日の会議録の末尾に掲載することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木新次君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(青木新次君) 次に、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。稲村国土庁長官。

○國務大臣(稲村佐近四郎君) ただいま議題となりました奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨については、昭和二十八年の本土復帰以来、特別措置法のもと、各般の事業を実施し、これにより奄美群島の基礎条件の改善とその振興開発を図ってまいりましたところであり、しかしながら、奄美群島をめぐる諸条件は依然として厳しく、なお本土との間に格差が存すると考えられます。今後、その格差の是正を図り、国土の均衡ある利用を推進するためにも、奄美群島の特性とその発展可能性を生かし、積極的に社会基盤の整備と地域産業の振興を進める必要があります。

法の有効期限を五カ年延長することにより新たに総合的な振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進する等特別措置を引き続き講ずる必要があると存するものであります。

また、小笠原諸島につきましては、昭和四十三年の本土復帰以来、特別措置法のもと、各般の事業を実施し、その成果を上げてまいりましたところであり、また、本土から極めて隔絶した外海離島であるという自然的条件等のため、人口の定着、産業の育成等が十分には達成されていないと考えられます。

このような見地から、現行の振興特別措置法の有効期限を五カ年延長することにより振興計画を改定し、これに基づく事業を推進する等特別措置を引き続き講ずる必要があると存するのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、奄美群島振興開発特別措置法の一部改正につきましては、第一に、この法律の有効期限を昭和六十四年三月三十一日まで五カ年間延長し、新たに昭和五十九年度を初年度とする五カ年の奄美群島振興開発計画を策定することとしております。

第二に、奄美群島振興開発基金について、役員任期を二年とするともに、内閣総理大臣及び大蔵大臣に提出する事業報告書に監事の意見をつけることとしております。

次に、小笠原諸島振興特別措置法の一部改正につきましては、法律の有効期限を昭和六十四年三月三十一日まで五カ年間延長し、小笠原諸島振興計画の計画期間も現行法の五カ年から十カ年に延長してあります。

以上が奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(青木新次君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。  
自後の審査は後日に譲ります。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後二時四分散会

(参照)

大阪府からの要望

一、関西国際空港関連地域整備の推進  
多年の懸案であった関西国際空港は、昭和五十九年度国家予算編成において、事業主体設立費が計上され、いよいよ建設段階へと踏み出すこととなったが、本空港が、その機能を十分に発揮するとともに、地域と共存共栄できる空港づくりを進めるためには、関連地域整備の適確かつ円滑なる推進が緊要の課題である。  
特に、新空港へのアクセス機能の確保は、その根幹をなすものであるため、次の諸点について格別の配慮をほらわれない。

- (一) 近畿自動車道と歌山線の整備促進
- (二) 阪神高速道路湾岸線の整備・延伸
- (三) 空港連絡道路の整備促進
- (四) その他関連道路の整備

二、道路網の整備  
大阪府都市圏の都市機能の向上を図るため、第九次道路整備五カ年計画に基づき、道路網の整備を積極的に推進するとともに、次の諸点について格別の配慮をほらわれない。

- (一) 国道網の整備促進
- (二) 第二阪和国道の延伸
- (三) 第二京阪国道(大阪枚方京都線)の整備
- (四) 国道一六三号の整備
- (五) 国道一七〇号の直轄管理区間化
- (六) 日本道路公団の道路網の整備促進
- (七) 近畿自動車道と歌山線(阪南・松原間)の整備
- (八) 近畿自動車道天理吹田線(松原・東大阪間)の整備

○名神高速道路の拡幅整備  
阪神高速道路公団の道路網の整備促進

- (一) 大阪東大阪線の整備
- (二) 湾岸線の整備・延伸
- (三) 大阪池田線の整備
- (四) 近畿自動車道と歌山線関連府道の整備促進
- (五) 泉大津美原線(松原京大津線)
- (六) 岸和田牛滝山貝塚線(磯之上山直線、貝塚中央線)
- (七) 大阪府道路公社の有料道路事業の促進
- (八) 千里丘寝屋川橋(仮称)
- (九) 国道三〇八号バイパス「阪奈トンネル」
- (十) 大阪モノレール事業等の整備促進

三、都市機能を高め、府域の均衡ある発展を図るためには、都市交通施設の整備が緊要の課題であるため、次の諸点について格別の配慮をほらわれない。

- (一) 大阪モノレール(大阪国際空港・万博記念公園・南茨木間)事業の促進
- (二) 都市鉄道連続立体交差事業の促進
- (三) 阪急宝塚線(池田市内)ほか八箇所
- (四) 治水対策の推進

昭和五十七年八月の台風十号及び直後の集中豪雨により、大阪府域において甚大な災害が発生したことにかんがみ、再びこのような災害を起すことのないよう、災害防止対策をより一層推進する必要があるため、第六次治水事業五カ年計画を推進するとともに、次の諸点について格別の配慮をほらわれない。

- (一) 淀川、大和川及び猪名川等の国の治水事業の促進
- (二) 大和川水系、寝屋川水系等の都市河川整備の推進
- (三) 安威川多目的ダム及び狭山池治水ダム事業の推進
- (四) 下水道の整備
- (五) 下水道の整備
- (六) 急激な都市化の進展に伴う河川等公共用水域の水質汚濁と低湿地の浸水に対処し、府民の生活環境の改善を図るため、第五次下水道整備五

カ年計画に基づき、下水道の整備を積極的に推進するため、必要な事業費を確保されたい。

特に、本府の実情にかんがみ、流域下水道並びに市町村の関連公共下水道の一体的な整備が図られるよう、所要の事業費の確保について格別の配慮をほらわれない。

六、琵琶湖総合開発事業等淀川水系水資源開発事業の推進  
将来にわたる水需要に対処し、水供給の安定を図るため、淀川水系における水資源開発事業の推進を積極的に図られたい。

特に、琵琶湖総合開発事業は、阪神地域の水需給の根本的解決を図るうえで緊要な事業であるため、事業の早期完成と新規利水の速やかな実現が図られるよう事業の一層の推進について特段の配慮をほらわれない。

七、居住水準の改善と住環境の整備  
住宅戸数は充足をみたものの、今なお、最低居住水準を確保していない世帯があること、低質、劣悪な環境の住宅が集中している地区が各所に存在することなど、依然として厳しい状況にある大阪の住宅事情を改善するとともに、多様化する住要求と変化する社会構造に的確に対応しつつ、住宅の質と環境の充実を図るため、特に、次の諸点について格別の配慮をほらわれない。

- (一) 民間低質木造賃貸住宅の集中地区における建替えを促進するため、木造賃貸住宅地区総合整備事業制度を拡充するとともに、木質住宅経営者に対する税制上の措置について配慮すること。
- (二) 既存住宅の居住水準の向上とその有効活用を図るため、人口急増期に建設され、居住水準の低下をきたしている既設公営住宅の改善事業費の確保を図られるとともに、民間の増改築事業の円滑な促進を図るため、住宅金融公庫の住宅改良資金融資制度を改善されること。
- (三) 老朽化している木造公営住宅の建替えを推

進するため、事業費の確保と建替え後の家賃軽減措置等、制度の充実を図ること。  
大阪府からの要望

一、花の博覧会(仮称)の推進  
昭和六十四年に開催予定の花の博覧会(仮称)の会場となる鶴見緑地の整備並びにアクセス道路を含む周辺整備に必要な事業費を確保すること。

二、都市基盤の整備  
(一) 都市計画街路・道路の整備の推進  
幹線街路及び生活関連道路の整備を促進し、良好な都市環境をつくるため、第九次道路整備五カ年計画達成のための事業費を確保するとともに大都市への重点配分をはかること

(二) 市街地再開発事業、土地区画整理事業、特定住宅市街地総合整備促進事業の推進  
健全な都市施設の整備並びに市街地の形成発展を目的として継続実施中の市街地再開発事業、土地区画整理事業の推進及び新規事業の着手に要する事業費を確保すること

(三) 住宅の建設と公共公益施設の整備を総合的に進め、特定住宅市街地総合整備促進事業について必要な事業費を確保すること

三、治水対策  
○市街地における浸水対策を促進するため、第六次治水事業五カ年計画の実施にあたっては、都市河川、都市小河川並びに準用河川改修事業などの計画達成に必要な事業費を確保すること  
○大阪府東南部における抜本的な治水対策の一環として実施中の都市河川緊急整備事業をさらに強力に推進するため、必要な事業費を確保すること。  
○市街地の進展に伴い下水道整備区域内で発生している浸水を防除するため、必要な下水道整備事業費を確保すること  
特に、深刻さを増す大阪市東南部における浸水対策事業として、新たに着手する平野・住之江幹線の建設費について、特段の配慮を

すること

奈良県からの要望

一、道路整備事業等の整備促進

(一) 県内一般国道、県道、市町村道に対する道路整備事業費の確保について、格別の御配慮を願いたい。

(二) 直轄道路の整備を促進されたい。

○ 国道二四号奈良バイパス・橿原バイパス

○ 国道一六五号大和高田バイパス

○ 国道一六八号大津呂から折立の間の改良

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

○ 国道一六八号一分工区道路改良工事

五、住宅地関連公共施設整備促進事業費の確保

住宅地関連公共施設整備促進事業費百三億二千七百万円の確保について格別の御配慮を願いたい。

六、公営住宅の建設促進

建替事業等公営住宅の建設事業の推進を図るため所要事業費の確保を図られたい。

七、大滝ダム及び布目ダムの建設促進

八、歴史的風土特別保存地区の古都保存買収事業費の増額

明日香第二種地区等における買収申出の増加に伴い、古都保存買収事業費の大幅な増額を願いたい。

二月十七日本委員会に左の案件が付記された。

一、尾瀬の水の広域的運用に関する請願(第二八号)

第二八号 昭和五十九年一月二十日受理

尾瀬の水の広域的運用に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三

八茨城県議会内 武藤彬

紹介議員 岩上 二郎君

尾瀬分水については、大正十一年に東京電力が、福島、新潟、群馬の三県知事より只見川の水毎秒六・二立方メートルを利根川に流域変更する許可を得て以来、昭和四十一年三月三十一日まで三次にわたって期間更新がなされてきた経緯があるにもかかわらず、只見川の属する阿賀野川水系が昭和四十一年四月一日に一級河川となり、その管理が建設大臣に移管されて以来、利根川流域各都県は度重なる尾瀬分水運動を続けてきたが、いまだに更新許可がなされない。建設省が発表した「昭和六十五年における水資源開発計画と水利用」のなかでは、関東地域は年間四億六千万トン

の水不足が想定されている反面、東北地域は三億二千万トンの水が余ると述べている。このように

関東地域の水不足に対する水資源確保が大きな問題となつているとき水量、水質とも豊かな尾瀬の水が十分活用されていないことは国家的損失であり、かつ、水需要の逼迫に悩む利根川流域二千万五百万住民の民生を図るうえにおいても極めて重大な課題となつていよう。よつて、国家的判断に立ち、次の事項について早急に実現されたい。

一、関東地域の水不足の解消を図るため尾瀬分水をはじめとする水の広域的運用を図る方針を確立すること。

二、「利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画」に「尾瀬分水」を加えること。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付記された。

一、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

二、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

第一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「昭和四十九年度」を「昭和五十九年度」に、「十箇年」を「五箇年」に改める。

第十条の二第十四項中「三年」を「二年」に改める。

第十条の四第三項を次のように改める。

3 基金は、毎事業年度終了後二月以内に、業務報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書」という。)を作成し、当該事業報告書に関する監事の意見を付け

て、内閣総理大臣及び大蔵大臣に提出しなければならない。

第十条の四に次の一項を加える。

10 内閣総理大臣又は大蔵大臣は、基金を監督し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

第十条の五中、「第三十四条第一項」及び「第三十四条第二項」を削り、「第三十四条」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十条の五において準用する第三十四条第一項」を「第三十四条に規定する事業報告書」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十条の四第三項に規定する事業報告書」に改める。

附則第一項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「昭和五十九年度」を「昭和六十四年度」に改める。

(小笠原諸島振興特別措置法の一部改正)

第二条 小笠原諸島振興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十箇年」を「五箇年」に改める。

附則第二項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「昭和五十九年度」を「昭和六十四年度」に改める。

附則第六項中「昭和五十九年分」を「昭和六十四年分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及び第二条中附則第二項の改正規定(昭和五十九年三月三十一日)を「昭和六十四年三月三十一日」に改める部分に限る。は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の奄美群島振興開



発特別措置法（以下「新奄美法」という。）別表の規定の適用については、当分の間、同表港灣の項及び漁港の項中「十分の九・五」とあるのは、「十分の一」とする。

3 新奄美法第二条第一項に規定する振興開発計画が決定されるまでの間に、昭和五十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を同項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

4 この法律の施行の際現に奄美群島振興開発基金の役員として在職する者の任期については、新奄美法第十条の二十四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第五条第一項に規定する振興実施計画（次項において「振興実施計画」という。）で昭和五十九年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による新小笠原法第三条第一項に規定する振興計画（次項において「振興計画」という。）の変更の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の規定により振興実施計画が認可されるまでの間に、昭和五十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案  
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「基く」を「基づく」に、「左に」を「次に」に改め、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 地すべり防止施設  
六 急傾斜地崩壊防止施設  
第三条に次の一号を加える。  
十 下水道  
第六条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「十五万円」を「六十万円」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同項第五号中「甚しく」を「甚だしく」に改め、同項第六号中「埋そく」を「埋そく」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第七号中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「二十メートル」を「五十メートル」に、「床止」を「床止め」に、「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十二条第二項中「主務大臣の認可を受けた」を削る。  
附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
2 改正後の第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。  
3 施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。  
第三十四条中「若しくは改築又は災害の復旧」を「又は改築」に、「行なう」を「行う」に改める。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)  
5 施行日前に発生した下水道の災害の復旧については、前項の規定による改正後の下水道法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。  
第一条第二項中「を行なう」を「を行う」に改め、同項第二号中「又は第二号に規定する河川又はを」に規定する河川、同項第二号に規定する「に改め、（含む）」の下に「又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設」を加え、「行なう」を「行う」に改める。  
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)  
7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一項中「激甚災害を」を「激甚災害」に、「十万円以上五十万円」を「四十万円以上六十万円」に、「五十万円以上十万円」を「十五万円以上三十万円」に改める。  
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
8 施行日前に発生した災害の災害復旧事業については、前項の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)  
9 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。  
第三条第十四号中「道路、砂防設備及び海岸」を「海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道」に改める。  
第四条第四項中「第七号の四までに規定する事務」の下に、「同条第十四号に規定する事務のうち下水道に関するもの」を加え、同条第五

項中「道路の災害復旧工事の指導に関する事務」を「都市局及び道路局の所掌に属するもの」に改める。  
第四条の二第三項中「事務」の下に「並びに同条第十四号に規定する事務のうち下水道の災害復旧工事の指導に関する事務」を加え、同条第四項中「砂防設備」の下に「地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設」を加える。  
(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)  
10 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。  
第六十六条のうち、建設省設置法第三条の改正規定中「道路、砂防設備及び海岸」を「海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道」に改める。

二月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、尾瀬の水の広域的運用に関する請願（第一七三号）  
尾瀬の水の広域的運用に関する請願  
請願者 群馬県前橋市大手町一ノ一  
尾瀬水利対策期成同盟会内 高島 照治

三月二日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、不動産経営管理士（仮称）の業務資格認定制度に関する請願（第二一九号）（第二七四号）  
第二二九号 昭和五十九年二月二十日受理

三月二日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、不動産経営管理士（仮称）の業務資格認定制度に関する請願（第二一九号）（第二七四号）  
第二二九号 昭和五十九年二月二十日受理

三月二日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、不動産経営管理士（仮称）の業務資格認定制度に関する請願（第二一九号）（第二七四号）  
第二二九号 昭和五十九年二月二十日受理

不動産経営管理士(仮称)の業務資格認定制度に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪三ノ二一ノ一

五 小松稔

紹介議員 堀内 俊夫君

土地、建物、ビルの保守保全と経営管理実務などを担う不動産経営管理士制度を確立するため、不動産経営管理士法(仮称)を制定されたい。

理由

日本における不動産の問題は様々な重要課題を抱え、土地については利用計画、規制措置等があり、建築物については適正な運営と流通を図るようその運用方針が注目されている。しかるにその土地、建物の管理経営にあたる不動産経営管理士(仮称)制度の法制化が、いまだその気運に至らず、かつその人材育成の機関も皆無に等しい。そのため、潜在、顕在する不動産経営、管理面の複雑多様な諸問題は、対応策のないままに放置されているのが実情である。一方、不動産関係の法律はますます専門分化し、国土利用計画法、都市計画法、農地法、土地地区画整理法、建築基準法、借地法、借家法、宅地建物取引業法、その他各法に細分化し、その業務もまた、不動産鑑定士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者、税理士、司法書士等、各々が免許制度となつて、それぞれに適当な運営が図られている。このような状況のなかで、最重要部門と考えられる不動産経営管理士制度のみが、いまだ確立されていないのは片手落ちである。新しい社会環境のなかで、この不動産経営管理士の役割はまことに重要である。時代は、既にこの責任者を大いに必要としているのが実態である。(資料添付)

第二七四号 昭和五十九年二月二十二日受理

不動産経営管理士(仮称)の業務資格認定制度に関する請願

請願者 千葉市若松町三六一ノ一二

渡邊彦衛

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

三月九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、尾瀬分水反対に関する請願(第三八八号)

第三八八号 昭和五十九年二月二十九日受理

尾瀬分水反対に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新

潟県議会内新潟・福島両県水資源対策連絡会議内 山岸敏夫外一名

紹介議員 鈴木 省吾君 長谷川 信君

尾瀬の水資源は、新潟・福島両県地域の産業経済、社会生活の発展に大きく寄与してきたが、今後両県が産業及び生活基盤の確立と定住環境の積極的な整備をすすめるために、欠くことのできない重要な資源となつていく。更に、尾瀬湿原は、世界的に極めて重要な学術資源であり、この地域を将来にわたつて保護・保存することは、国民の大きな責務でもある。このため、新潟・福島両県は、従来から首都圏の尾瀬分水を求める動きに対し、両県地域の振興に不可欠な水資源の確保と貴重な学術資源の宝庫である尾瀬湿原の保護・保存の観点から強く反対してきたが、依然として尾瀬分水を巡る動きがあることは、極めて遺憾であり容認できない。よつて、将来にわたり尾瀬分水は絶対に行わないよう新潟・福島両県の総意として強く要望する。

三月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、奥利根・奥只見連けい計画案に関する請願(第五〇一号)

一、霞ヶ浦導水事業の計画変更等に関する請願(第五〇二号)

一、徳山ダムの計画変更、揖斐川・九頭竜川・長良川連けい計画等に関する請願(第五〇三号)

一、生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願(第五二〇号)(第六一二号)(第六一三三号)(第六一四号)(第六一五号)(第六一六号)(第六二七号)(第六二六号)(第六三〇号)

第五〇一号 昭和五十九年三月三日受理

奥利根・奥只見連けい計画案に関する請願

請願者 東京都世田谷区羽根木二ノ三五

ノ一〇 安倍啓

紹介議員 福田 宏一君

奥利根・奥只見連けい計画案(第二次案)であり、琵琶湖計画案及び奥利根・奥只見連けい計画案に関する請願(昭和五十六年五月二十一日受理)における後者を改変したものである。は、日本プロジェクト産業協議会の関越総合水資源開発計画案が、黒又川ダム(高さ二百五十メートル、有効貯水量約十一億立方メートル)、北又川ダム(有効貯水量約三千万立方メートル)等をつくり、後者を現矢木沢ダムと標高八百五十メートルのレベルで連けいするのに対して、高さを百五十五メートルにした北又川ダム(有効貯水量約二億八千万立方メートル)と現矢木沢ダムの高さを二百二十メートルに変えた新矢木沢ダム(有効貯水量約十一億立方メートル)をつくり、両者を標高九百五十メートルのレベルで連けいするものである。これは、新潟県が同県内の水を南関東に送ることを拒んだ場合でも困らないように、霞ヶ浦導水事業の計画変更等に関する請願における計画(以下、霞ヶ浦計画という)と組み合わせ運用すること

(資料添付)

第五〇二号 昭和五十九年三月三日受理

霞ヶ浦導水事業の計画変更等に関する請願

請願者 東京都世田谷区羽根木二ノ三五

ノ一〇 安倍啓

紹介議員 福田 宏一君

霞ヶ浦の水質汚染について、現在の政府計画では局部的汚染水を広範囲に拡散するだけで、実効的浄化策とはならない。この計画の不完全性の原因は、茨城県議会における那珂川の水は利根川以南に送つてはならないという決議と計画作成の関係者が、ポンプ水車に関する知識を欠いていたことにある。霞ヶ浦の水を汚染のない水に復元することとは、導入または排出する水量の問題であり、政府計画のように那珂川から石岡市側の恋瀬川河口付近及び土浦市側の桜川河口付近にそれぞれ年平均毎秒五立方メートル程度の少量の水を導入したのではきれいな水に戻ることはない。霞ヶ浦百年の大計を誤らないようにするため、霞ヶ浦導水事業計画案を作成したが、これを実施すると霞ヶ浦の水が、利根川下流部(佐原市付近)の水と同程

度の水質に浄化され、関東東南部における貴重な水資源となることは確実である。ついでに、霞ヶ浦導水事業計画案を参考として、政府計画を次の事項を満足するように変更されたい。

一、霞ヶ浦の水は第一導水路から第三導水路までつくつて関東東南部(茨城県、栃木県、東京都、千葉県等)において広域的に利用しようとする。

二、第一導水路計画は那珂川及び酒沼川にそれぞれ、河口せきをつくり、塩分を含んだ水が同河川をそ行しないようにして那珂湊市、大洗町等における水道用水源となるようにするとともに、酒沼及び北浦の浄化にも利用しようとする。

三、第二導水路地点には、大規模のポンプ水車所を設けて、霞ヶ浦側及び利根川筋双方の洪水を制御しようとする。同時に、同地点において常時多量の水が、霞ヶ浦・利根川間を導出入しようとする。

(資料添付)

第五〇三号 昭和五十九年三月三日受理  
徳山ダムの計画変更、揖斐川・九頭竜川・長良川  
連けい計画等に関する請願

請願者 東京都世田谷区羽根木二ノ三五  
一〇 安信啓

紹介議員 福田 宏一君

揖斐川・九頭竜川・長良川連けい計画(以下計画という)は、揖斐川、真名川(九頭竜川の支流)及び九頭竜川(本流)の最上流に、それぞれ奥揖斐ダム、中島ダム及び新九頭竜ダム(これら三ダムの総貯水容量は約四十八億八千三百九十万立方メートル)をつくり、横山ダム(既設)・原谷ダム・西谷ダム・奥揖斐ダム・中島ダム・新九頭竜ダム・長良川取水池(越美南線二日町駅付近)を連けいするものである。計画の効果は、揖斐川、九頭竜川及び長良川の全流域のみならず、阪神方面に及ぶので、その総価値は非常に大きい。しかるに、建設費の主要部分を占めるダム建設費について、

堤体積当たりの有効貯水量を比較すると、徳山ダムの三十五・一四に対して、前記三ダムのそれは四十・七であり、総費用は割安になつてゐる。したがつて、計画の経済性(経済効率=総価値/総費用)は、徳山ダムに決して劣るものではない。

よつて、計画を実施すれば、徳山ダムのもつ役割は全部代替され、つくらなくてもよいことになる。ただし、起業者ら(電源開発株式会社、水源開発公社等)が土地収用法をバックにして地元住民になした、受忍限度を超えた過度の長期的大量加害行為ないし不法行為の疑いは残る。ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、起業者らが建設しようとしている徳山ダムは建設位置を杉原部落上流地点に移すとともに規模を縮小して、計画の原谷ダムに至急、計画変更をすること。ただし、この計画にあつては、土地収用法第九十二条に準じて、地元住民に相当額の補償をすること。

二、徳山ダムに代わる計画は広域的連けい計画として策定すること。

三、水没家屋が十戸以上あるダムの建設は許可しないようにすること。水没土地家屋の買収に要した年数が調査開始時点から計算して十年を超えた場合には、当該ダムの建設は許可しないようにすること。ただし、前述の戸数制限及び買収時限を超えてダムをつくる必要がある場合には、ダムの建設許可は国会の承認事項とする。

四、現在、起業者らが建設しようとしているダムのなかには、八ツ場ダムのように、強行実施が不当と認められるものが存在するので、これらのダムについては計画変更による救済を考慮すること。

(資料添付)

第五二〇号 昭和五十九年三月五日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 大阪府堺市草部一、四五一ノ一  
藤原司外六百五名

紹介議員 安武 洋子君

一昨年の長崎災害に象徴されるように、ひと雨降れば大水害、土砂崩れと常に危険と背中合わせの生活が強いられている。昭和五十六年度の被災額は約一兆円、昭和五十七年度は一兆五千億円とも推定され、大河川の整備率五十八パーセントにみられるように、基本的には国の防災対策の遅れに原因がある。また、住宅に困つてゐる人が全世界の約四割、地方道の整備率二六・九パーセント、下水道の普及率約三十パーセントなど、国民の基本的な生活基盤の整備は極めて立ち遅れている。臨調路線の具体化として編成された昭和五十八年度予算では、景気、財政再建置き去り、対米配慮の防衛突出と指摘されているように社会保障、文教費などの切捨てとともに、公共事業費も四年連続伸び率ゼロに抑えられたが、これは、国民の願いに逆行し、生活破壊に道を開くものである。ついでに、突出する軍事費を削り、住宅、防災、国土保全、生活環境改善などの国民生活関連予算の大幅拡大で内需を喚起し、雇用安定、購買力の増大で不況を克服するとともに、国民生活関連施設の充実のため、次の事項について実現を図られたい。

一、国はすべての国民に人間らしく住める住宅を保障し、安くて広い公共賃貸住宅の大量建設を行うこと。

二、公共住宅建設の縮小、高家賃政策強化などをやめ、公的住宅政策の拡充強化を図ること。

三、公団住宅の切捨てを図る住宅・都市整備公団の住宅事業の縮小、廃止は行わないこと。

四、治山・治水及び地震、高潮などに対する防災事業を推進するとともに災害の予知、予報体制の確立、災害が生じた場合の避難施設及び救済、保障制度の確立を図ること。

五、生活道路、下水道、公園など国民生活基盤の充実を図り、都市機能、美観上などからも共同溝など、生活に根ざした公共事業を推進すること。

六、施設の維持、管理部門の拡充を図るとともに、国民サービス部門に従事する要員を増やすこと。また、失業対策事業として公共事業の活用を行うこと。

七、公共事業の中小企業への発注率は五十パーセントとし、不当な重層の下請、ピンはねを防止させること。また、発注労働単価については適正な引上げを行うこと。

第六一二号 昭和五十九年三月八日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願(二通)

請願者 福岡県中間市深坂二区一〇組  
加藤光男外千九百八十七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第六一三号 昭和五十九年三月八日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡中条町平木田一、七〇〇ノ一五 渡辺アヤ子外二千五百四十五名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第六一四号 昭和五十九年三月八日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願(四通)

請願者 千葉県船橋市習志野二ノ八ノ三 八 近藤靖男外八百一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第六一五号 昭和五十九年三月八日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 長野県上水内郡信濃町仁之倉二、八六一 清水勇外千二百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

請願者 岐阜県揖斐郡池田町粕ヶ原七一  
八ノ一 藤原代美子外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第六一七号 昭和五十九年三月八日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡池田町粕ヶ原一、五  
三七ノ一 久保田淳子外千七百七名  
紹介議員 村沢 牧君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第六二六号 昭和五十九年三月八日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 横浜市港北区綱島西二ノ二二三ノ  
三三 小泉英信外六百二十七名  
紹介議員 竹田 四郎君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第六三〇号 昭和五十九年三月八日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 福岡県糸島郡二丈町松末六八ノ  
一 瀬戸昭外八百七十六名  
紹介議員 青木 新次君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願  
(第六四〇号)(第六四一号)(第六七四号)  
(第六七五号)(第七〇二号)(第七〇三号)(第七  
七四八号)(第七四九号)(第七七二号)(第七八  
九号)

第六四〇号 昭和五十九年三月九日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之  
巢 高井俊道外九百九十九名

昭和五十九年三月三十一日印刷

紹介議員 梶原 敬義君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第六四一号 昭和五十九年三月九日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 三重県阿山郡伊賀町柘植町四、六  
四〇ノ一 加太克尚外六百二十一  
名  
紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第六七四号 昭和五十九年三月十二日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 三重県四日市市三重七ノ七五  
疋田守外七百九名  
紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第六七五号 昭和五十九年三月十二日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 宮崎県北諸郡三股町梶山 瀬  
尾真一外九百九十九名  
紹介議員 久保田真苗君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第七〇二号 昭和五十九年三月十三日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 三重県龜山市羽若町八〇五ノ五  
中道満寿子外二百八十九名  
紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第七〇三号 昭和五十九年三月十三日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 長野県飯山市飯山二、八六五ノ一  
田中晴夫外五百五十名  
紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

昭和五十九年四月二日発行

第七四八号 昭和五十九年三月十四日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 三重県伊勢市楠部町一〇三ノ八  
久保田修司外九百五十七名  
紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第七四九号 昭和五十九年三月十四日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 富山県黒部市生地五六五 黒部  
みゆき外八百八十名  
紹介議員 二宮 文造君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第七七二号 昭和五十九年三月十五日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 千葉県佐原市篠原イ四八一 香  
取勇作外千四十一名  
紹介議員 糸久八重子君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第七八九号 昭和五十九年三月十五日受理  
生活関連公共事業の大幅拡大に関する請願

請願者 福岡県甘木市甘木二、〇一四ノ二  
○ 村田省吾外八百四十七名  
紹介議員 山田 讓君  
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は二月二十二日)  
一、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原  
諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局